

「しかおい議会だより144号」表紙掲載写真募集要領

1. 目的

開かれた議会を目指し、町民の議会への関心を高めるため、「しかおい議会だより第144号」(令和元年10月25日発行)の表紙写真を公募するものです。

2. 募集内容

鹿追町内で平成30年8月1日以降に撮影した、各種催し物や秋の風景等の写真で、「しかおい議会だより第144号」の表紙にふさわしい写真。

3. 応募資格

鹿追町内在住の方。

4. 応募期間

令和元年 7月25日(木) から令和元年 9月24日(火) まで(必着)。

5. 応募枚数

1人3点までとします。

6. 応募方法

- (1) 応募写真はA4版全面掲載により、縦向きに撮影したもので、画像データ(JPEG形式)とします。
- (2) 電子メールでの応募(gikai@town.shikaoi.lg.jp)またはUSBメモリ等の電子媒体で、必要事項を記入した応募用紙と一緒に議会事務局まで応募ください。

7. 応募方法

鹿追町議会ホームページ(<https://www.town.shikaoi.lg.jp/gikai/>)に応募要領及び応募用紙を掲載するほか、鹿追町議会事務局においてもお渡しします。

8. 審査

- (1) 令和元年10月上旬開催予定の広報広聴常任委員会広報部会において、応募写真を審査いたします。
なお、審査についてのお問合せにはお答えいたしません。
- (2) 採用決定後、応募者に対し被写体の承諾について確認させていただきます。承諾が得られない場合は採用を無効とします。

9. 審査基準

- (1) 議会広報誌にふさわしい写真であるか。
- (2) シャッターチャンスをとらえ、被写体の魅力が引き出されているか。
- (3) 撮影場所や被写体に工夫がされているか。

10. 掲載

- (1) 広報広聴常任委員会広報部会において選出された写真と撮影者の氏名、撮影場所等を「しかおい議会だより第144号」の表紙に掲載します。また、応募用紙に記入されている写真（被写体）のタイトルについても掲載させていただきます。タイトルについて、文章の加筆又は修正について事務局よりご提案させていただく場合もあります。
- (2) 写真を掲載した「しかおい議会だより」は、町内全戸・関係団体・関係市町村へ配布、及び鹿追町ホームページに掲載いたします。

11. 応募上の注意

- (1) 写真について
 - ① 応募者本人が撮影したもので、未発表のものに限ります。
 - ② 鹿追町内で、平成30年8月1日以降に撮影したものとさせていただきます。
 - ③ 応募写真は鹿追町議会が無償使用することに承諾した写真に限ります。
 - ④ 採用された写真については、掲載する形状に応じ、必要に応じてトリミングや加工を行うことがあります。
 - ⑤ A4版表紙の上段及び下段には紙面タイトル・目次・号数等の掲載、及び右側に綴じ穴を開けるため特にご注意ください。
 - ⑥ 採用された場合、次号発行の令和2年1月25日（土）までは他の媒体での発表を行わないようご注意ください。
- (2) 著作権・肖像権について
 - ① 応募写真の著作権は撮影者に帰属します。
 - ② 被写体が人物又は個人の所有物である場合は、応募に関して必ず被写体本人、未成年者の場合は保護者、又は所有者の承諾を得てください。
なお、イベント等の写真で、多数の被写体が撮影されており、個人特定性が低いと判断される場合はこの限りではありません。
 - ③ 応募写真に関する著作権、肖像権の問題が発生した場合、その責任及び解決は全て応募者に帰属するものとさせていただきます。
- (3) 謝礼・費用について
 - ① 景品や謝礼等はありません。
 - ② 応募に係る費用は全て応募者の負担とさせていただきます。

12. 問い合わせ

鹿追町議会事務局

住所：北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

電話：0156-66-4039

E-mail gikai@town.shikaoi.lg.jp